東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

~「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について~

- ◆ 都教育委員会からいじめ問題対策委員会への諮問(平成 26 年 10 月 31 日)
- 1 諮問事項 「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価、及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について
- 2 諮問理由 都内の全公立学校で、より実効性のあるいじめの防止等の対策が推進されるよう、取組について不断に検証、評価するとともに、その改善を図っていく必要があるため。

◆ 最終答申の重点事項(現行「いじめ総合対策」改善の視点)

- 1 「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」を4点から6点に
 - ○「軽微ないじめも見逃さない」を追加 ○「保護者の理解を得て、いじめの解決を図る」を「保護者・地域・関係機関との連携」から独立 ○「子供たち自身が、考え行動できるようにする」に表現変更
- 2 「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと」、「いじめの行為の重大性や、行為を受けた被害の子供の心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応すること」を明記
- 3 「未然防止」の取組では、「子供が安心して生活できる学校風土の創出」、「『学校いじめ対策委員会』の役割の明確化と機能強化」、「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成」等を追加
- 4 「早期発見」の取組では、「『いじめ』の定義の正しい理解に基づく確実な認知」、「一人一人の教員の気付きを『学校いじめ対策委員会』につなげる仕組みの構築」等を追加
- 5 「早期対応」の取組では、「被害の子供が感じる苦痛の程度に応じた対応」、「加害の行為の重大性の程度に応じた指導例」、「重大事態につながらないようにするための対応」等に細分化
- 「重大事態への対処」の取組では、「重大事態発生の判断」、「調査の実施と結果報告」、「『不登校重大事態』における調査」など、法に基づく確実な手続きを明記
- 7 「SNS東京ルール」に基づく取組(インターネットを通じて行われるいじめへの対応)、「東京版『STOP!いじめ』ホームページ・アプリ」の開発(相談しやすい環境づくり)等新規の取組を追加

◆ 答申の概要

第1章 いじめ防止等の対策を推進するための6つのポイント

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫

ポイント3 相談しやすい環境の中で、子供を守り通す ≪学校教育相談体制の充実≫

ポイント4 子供たち自身が、考え行動できるようにする

≪いじめ問題の解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成≫

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ≪保護者との信頼関係に基づく対応≫

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する ≪地域、関係機関等との連携≫

第2章 4つの段階に応じた具体的な取組

|1 未然防止 ~いじめを生まない、許さない学校づくり~|

- (1)子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2)教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
- (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

2 早期発見 ~いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり~

- ■(1)「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知 (3) 全ての教職員による子供の状況把握
- (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ▼(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

3 早期対応 ~いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり~

- (1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- (2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例
- (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例
- (4) 重大事態につながらないようにするための対応
- (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

|4 重大事態への対処 ~問題を明らかにし、繰り返さない学校づくり~

- (1) 重大事態発生の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- (4)他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- (5)「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

◆ 主なスケジュール(予定)

- 平成27年12月10日(木) 中間答申「『いじめ総合対策』の改訂の方向性について」
- ⇒ 平成 28 年 7月 28 日 (木) **最終答申**「『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」
- ⇒ 平成 28 年 10 月頃 定例教育委員会で「いじめ総合対策【第 2 次】骨子案」決定 ⇒ 11 月~12 月頃 パブリックコメント募集
- \Rightarrow 〇 平成 29 年 2 月頃 定例教育委員会で「いじめ総合対策【第 2 次】」策定 \Rightarrow 〇 平成 29 年 4 月から 都内全公立学校において取組開始